

障 発 0218 第 6 号
令和 7 年 2 月 1 8 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局
障 害 保 健 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

農福連携等プラス推進モデル事業の実施について（通知）

農業以外の林業や水産業、伝統工芸等の分野を中心に、農福連携等に取り組む意欲的な障害者就労施設等に対し、コーディネーターの伴走によりマッチングや立ち上げ等の一体的な支援を行うとともに、取組の効果検証及び取組事例の全国展開により、農福連携等の取組を推進するため、今般、別紙のとおり「農福連携等プラス推進モデル事業実施要綱」を定め、令和 6 年 12 月 17 日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

農福連携等プラス推進モデル事業実施要綱

1. 目的

農業等（林業や水産業、伝統工芸等を含む。以下同じ。）に加え、商工業や観光業等、地域の資源を活用した6次産業化等に向けた連携に取り組む意欲的な障害者就労施設等に対し、コーディネーターの伴走によりマッチングや立ち上げ等の一体的な支援を行うとともに、取組の効果検証及び取組事例の全国展開により、農福連携等の取組を推進する。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。（社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可）

3. 対象者

障害者就労施設等の事業者とする。

4. 定義

本事業の対象となる障害者就労施設等は次のアからエのとおりとする。なお、都道府県内の全ての事業所（指定都市、中核市、その他指定権限の移譲を受けた市町村が指定した事業所も含む。）が対象であることに留意し、都道府県は管内市町村とも連携を図って取り組むこと。

ア 就労継続支援A型事業所（賃金向上計画又は都道府県が示す経営改善計画書を都道府県に提出している事業所又は都道府県が認めた事業所）

イ 就労継続支援B型事業所（各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成している事業所又は都道府県が認めた事業所）

ウ 生活介護事業所（生産活動を行っている場合）及び地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所について都道府県が認めた事業所

エ 共同受注窓口

「共同受注窓口」とは、受注内容に対応可能な複数の障害者就労施設等にあっせん・仲介する等の業務を行う者をいう。

オ 「農福連携等プラス」とは、農業等や福祉との連携だけでなく、商工業や観光業等、地域の資源を活用した連携により、農福連携等が更に推進される取組のことであり、この取組によって、地域の活性化や障害者の社会参加に繋がるものをいう。

5. 事業内容等

ア 都道府県等は、管内の障害者就労施設等からの農福連携等プラスの取組に係る事業計画書及び積算内訳書に基づき、当該取組に係るマッチングや立ち上げ支援、伴走するコーディネーターに係る費用等、農福連携等プラスの実施に要する費用を補助する。なお、コーディネーターは、障害者就労施設に対して農家や漁業者、林業の担い手、伝統工芸職人等とのマッチング、立ち上げ支援（機器等導入や初期運用）を伴走して実施するとともに、モデル事業全体をコーディネートする者であること。

イ 補助を受けた事業所は、提出した事業計画書及び積算内訳書に基づき、コーディネーターを活用するとともに6次産業化も含めたモデル事業の実施を行う。

ウ 都道府県等は、本事業を行った障害者就労施設等に対し、事業の実施状況について、当該事業に係る実績報告書及び精算内訳書により、事業完了年度の翌年度の4月末日までに報告を求める。

エ 都道府県等は、障害者就労施設等に対し、実施した事業（マッチング及び立ち上げ支援等）について、地域活性化の効果等について報告させるとともに、これらを取りまとめの上、事業完了日の2か月後の末日までに国に報告する。

オ 都道府県等は、全国の障害者就労施設等における農福連携等の取組の参考に資するよう、事業を実施した障害者就労施設等に対し、マッチングや立ち上げ支援等の具体的な内容（設備・環境等のハード面及び技術習得等のソフト面）、コーディネーターが行った具体的な支援内容及び事業の効果等についてホームページ等により公表させるとともに、これらの内容を取りまとめ、農福連携等プラスの取組モデルとして、都道府県等のホームページに掲載する等により広く情報提供すること。

また、これらの農福連携等プラスの取組事例については、厚生労働省においても、農福連携等プラスの取組モデルとして公表等を行う可能性があることについて、事前に障害者就労施設等の同意を得ること。

カ 取りまとめる事例は、障害者就労施設等による農福連携プラス等への意欲向上及び取組の促進が期待できる事例となるようにすること。

6. 補助対象

本事業の補助対象は次のアからウのとおりとする。ただし、アに係る経費については必ず本事業に含めることとする。

ア 都道府県等に配置しているコーディネーターが、障害者就労施設等が行う農福連携等プラスの支援やモデル事業全体のコーディネートを行う場合、コーディネーターの人件費。また、都道府県等がモデル事業の全部又は一部を民間団体等に委託して事業実施する場合、委託費。

イ 障害者就労施設等が事業の実施のために導入する機械・機器等の整備費。

ウ 障害者就労施設等が実施する事業の初期運用に係る専門家派遣の諸謝金、旅費等の一般管理費。

(対象経費に係る留意事項)

- ・事業の実施に当たっては、受託を受けた事業者の事業が計画通りに進行しているか、定期的に市町村は関与し、把握することが望ましい。
- ・イの機械・機器等の整備費については、生産、加工、販売等を併せて行うために必要な附帯設備などの費用とし、導入に必要なものに限る。また、観光、商工業などに有効であると都道府県が認めた農福連携等プラスにおいて、機械・機器導入も可能とするとともに、複数の障害者就労施設等が集まった共同作業場に対する機械・機器等の整備費についても都道府県等が農福連携等プラスの実施に必要なだと認めた場合には対象とする。
- ・ウの初期運用に係る農福連携等プラスに係る専門家派遣の諸謝金、旅費等の一般管理費については、事業の立ち上げ初期の運用に対する農業技術、農産加工技術に係る専門家への費用を対象とする。なお、PR、販路開拓など営業活動につながる支援として、ブランディングや商品開発にかかる費用や事業の立ち上げ初期の運用の参考となるような先進事例の収集経費、視察費用等も対象とする。

7. その他要件等

- ・民間団体等へ委託する場合は、過去に農福連携推進事業を行政から受託していたこと等により、農福連携事業実施に係るノウハウ等を十分有しているか、また、一気通貫でモデル事業に取り組める体制や人材等が整っているかといった点等を十分精査の上、委託先を選定することが望ましい。事業を一気通貫で行うことが難しく、モデル事業の一部を民間団体等に委託する場合も同様であること。
- ・採択に当たっては、単なる生産設備の導入だけでなく、地域の需要や利用者の障害特性等を踏まえた上で、採算が見込める計画が作成されているものを優先的に採択することとする。
- ・モデル事業として、他の事業者の参考となる事例を収集するという観点から、農業に限らず林業や水産業、伝統工芸等の多様な分野から採択するほか、これまで関わりがなかった分野において新たに事業を立ち上げる場合であったり、これまでと同じ分野であったとしても、他の事業者が参考としやすい方法で更なる事業展開を図ることを計画している場合を優先的に採択することとする。
- ・地域生活支援事業費等補助金において実施している「農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト」による補助を受けた場合は本事業の対象としない。
- ・本事業では、機械・機器等の整備費用も補助対象としている。農林水産業に取り組む場合は、農林水産省の補助金と補助対象が重複していることから、本モデル事業において補助対象として計上した場合は、農林水産省の農山漁村振興交付金の対象外とする。

8. 経費の補助

国は、本事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。

※ 一事業あたり、10,660 千円を上限とする。